

公益財団法人全日本柔道連盟 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の賛助会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 賛助会員は、個人会員及び法人・団体会員（以下「法人会員」という。）をもって構成し、賛助会費を納入するものとする。なお、会員種別は別に定める。

(会費)

第3条 賛助会費は年額とし、個人会員は一口 5,000 円、法人会員は一口 50,000 円とする。

(入会手続き)

第4条 賛助会員になろうとする者は、別に定める方法で手続きを行うものとする。

(会員資格有効期間)

第5条 賛助会員の会員資格有効期間は、入金日が所属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、1月1日から3月31日までの期間に入金した場合には、翌年度の会員資格を得るものとする。

(賛助会費の用途)

第6条 第3条の賛助会費収入は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。とりわけ柔道の普及推進に資することを目的とする。

(便宜)

第7条 賛助会員は、別に定める通り本連盟から便宜を受けることができる。

(会員の資格喪失)

第8条 賛助会員が次に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 会費の支払いがなく、会員資格有効期間を過ぎたとき。

(退会)

第9条 賛助会員は、本連盟に通知することにより、いつでも退会することができる。ただし、既納の賛助会費は返還しない。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、賛助会員運用規則に定める。

附記

1. この規程は平成26年3月27日に制定し、平成26年4月1日より施行する。
2. この規程は、2023年3月14日から改正して施行する。
3. 第5条の改正に伴う移行措置については賛助会員運用規則で定める。